

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和2年2月26日（水）14：30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長他

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

質問のある方は手を挙げてください。ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。よろしくお願いします。

今年も9回目の3月11日が迫ってきていますが、今、1Fをめぐる状況の中で一番関心が高いのは、相変わらず汚染水の問題だと思えますが、経済産業省の小委員会は、以前から原子力規制委員会が言っている希釈海洋放出という方向にどうも結論が近づきつつありますが、その一方で、依然として地元の反対の声は強く、今のところ、収束するといえますか、解決する道筋が見えていません。現状について、委員長はどのようにお考えか聞かせてください。

○更田委員長 そうですね。ここへ来て、やはり丁寧に意見を聞くというプロセスというのは大切なのだらうと思えます。これは私たち自身が実施者ではないけれども、これまで小委員会の場で議論をされてきて、そこでの議論の結果を得て、様々な方の意見を伺っているプロセスなのだらうと思えます。

廃炉の方から考えれば、以前から申し上げているように、時期的にはだんだん厳しくなっている。いずれの方策を取るにしても、今の量の貯留を続けることには限界があって、さらに言えば、実施方法が選択された暁に、その方法の適正さについて、丁寧に見ていくためにはやはり一定期間かかると。前はこれをおおよそ2年ぐらいと申し上げましたけれども、これは今の時点でのざっくりとした見積もりではあるけれども、やはりそれを考えると、意思決定をせざるを得ない。

これは多くの人にとって苦渋の選択にならざるを得ないのはもちろんのことではありますけれども、選択をしなければならぬ時期が近づいてきていて、私たちは、処分方法が決まった後、実施主体がそれをどのように実行に移すかというのは、準備期間が一定程度取られるのかもしれないけれども、それをどう見ていくかということには私たちも備えなければならないので、確認方法であるとか、そういったものについての検討はしなければならないので、私たちは私たちでそれに備えようと思えますけれども、ここへ来て時間がかかるように見えるのは、これはある意味、当然のことなのかなと思って

います。

○記者 様々な場でメディアも、弊社も含めて、トリチウムを含んだ水の安全性、希釈して海洋放出することの一種の妥当性については、報道してきているし、そういう有識者も規制委員会もいろいろなところが発信していると思うのですが、それでもやはり地元の不安というのは、もう5年も6年もたっても一向に解消しないと。これはやや手詰まり感があるのかなという感じがするのですが、委員長、いかがでしょうか。

○更田委員長 それを手詰まり感と呼ぶかどうかについては、私は多少疑問を持っています。というのは、不安を持たれるとか、それから、拒否する気持ちを持つというのは、これは心の問題であって、前にもこの会見で申し上げましたけれども、いくらこれこれの核種の濃度はこれ以下であって、それは前例があつてということと、実際に損傷した炉心を通ってきた水ということの心理的なものというのは、そういった拒否感であるとか、抵抗感があるのは、これは当然のことだし、しかも、科学的な説明だけでその抵抗を解いていくということはできないので、これは、それを手詰まりと呼んでしまうよりは、むしろ何度でも繰り返しでもとにかく説明をそれぞれの立場で行うということ。

実施主体としての説明もあるだろうし、それから、そこを所管する政府の所管するところの説明というのものもあるでしょうし、それから、例えば、医療関係者であるとか、放射線防護に関わる関係者であるとかのそれぞれの専門家としての発信もあるでしょうし、規制当局は規制当局として、処分方法が決定されていないので、まだ今の時点で。ただ、決定された場合に、例えば、規制当局が規制を行うときに、そのプロセスについて行われる方法は、先般、私たちはIRRSというIAEAのレビューサービスを受けていましたけれども、IAEAそのものになるかどうかは別として、他国の規制当局、それに、皆さん御承知のように、韓国は規制当局も含めて強い意見をお持ちなので、そういった意味で、何らかの形での議論なりをそういった規制当局間で行うようなことは避けられないと思っています。

○記者 その点について、最後にしますけれども、規制当局間で、処理方法について、国際会議なり、あるいは二国間協議を行うというようなことがあり得るということなのでしょうか。

○更田委員長 二国間というよりは、このやり方は、相手のあることですから、ただ、既にいくつかの規制当局から、例えば、レビューを求められたら買って出るよというようなことは言われているのは事実です。ですから、そういった意味で、協力してくださる規制当局との間で、バイでやるということはちょっと考えにくいので、マルチでやるのだろうと思いますけれども。

というのは、液体放射性廃棄物の海洋放出というのは、諸外国でも、これは事故を起こしたものの違いはありますけれども、トリチウムを含む液体廃棄物の海洋放出というのは各国で行われていることなので、それぞれの規制当局について、そのレギュレーションの経験があるわけですので、そういった意味で、複数の規制当局との間での規制

当局からのレビューを受けるというのは一つのやり方であろうと思います。

○司会 御質問のある方。左の列の前の方。

○記者 宮城県の東北放送の記者のハヤシと申します。今日はありがとうございました。

例の女川原発2号機の件でございました。今回、いわゆる正式合格というような形になったということですが、率直な受け止めと、一部では再稼働反対の声が被災地でもあるということでもあります。今後、どのような運用を事業者様には望むか。この2点を願ひできればと思います。

○更田委員長 まず、ごく一般論ですが、女川の2号機について、基本設計に係る設置変更許可を出した段階であって、その基本設計の方針に沿った工事がきちんとなされるかどうかというのは、これから工事計画認可に係る審査の中で見ていきますし、工事がそのとおりに行われているかどうかは使用前検査で見ていくことになりますので、まだまだ後段規制の段階がありますので、ざっくり言ってしまえば、最初の段階が終わったところと申し上げることはできると思います。

これは女川2号機に限ったことではありませんけれども、また、繰り返し会見の場で申し上げていますが、原子力規制委員会は原子力発電所を動かす、動かさないの判断を行っているわけではない。動かすとしたら、かくかくしかじかの条件を満たしてもらう必要がある。その条件が満たされているかどうかの確認を行っている。

動かす、動かさないは、あくまで事業者、もし事業者のほかに主体があるとすれば、政府の中の原子力事業、率直に言えば、資源エネルギー庁になるのだろうと思いますけれども、そういったところが動かす、動かさないの判断をしているので、私たちは、今日、基本設計、設計方針に関して、新規制基準を満たしているかどうかということについて、確認したという段階になります。ちょっとくどいですが、それでもね。

女川の審査では、今日も少し議論に上りましたが、やはり被災したプラントであるといったところは特徴であって、技術的にいえば初期剛性の低下が終局耐力に影響を及ぼしているものではないので、そういった意味で、被災の影響というのはきちんと確認されて、その上での基準を満たしているという判断をしたわけですが、一方で、細かいひび割れ等に関しては、補修がきちんとなされないと、今度は保全していくという観点からは不具合が起きるので、こういった意味では、東北電力に対しては、引き続き丁寧な対応をしてほしいと思います。

○記者 もう一つ、ごめんなさい、重複してしまうかもしれないのですが、約6年ということで、長きにわたった、相対的に見れば、順調に来ていたとも言えるわけですが、率直にこの6年を振り返っての審査、挙げていったら切りがないと思うのですが、率直にその受け止めは、順調だったとか、うまくいったとか、おおむね順調だったとか、率直な御所感はこの6年を振り返ってはどうかと。

○更田委員長 お尋ねに直接答えようとする、私の率直な印象は順調な審査だったと思

っています。東北電力の審査に対する対応は、個々に挙げればいくつもあるかもしれないけれども、おおむねきちんとした審査への対応をしてもらったと考えていますし、それから、6年間といっても、東北電力はどちらかという順番の後ろに回ったようなところがありますので、実質的に女川に本格的な審査に入ったのは後半部分であって、その後半部分で本格的に審査に入った以降、東北電力はこちらの問いかけに対してきちんと答えてきたと思いますし、審査そのものは、どちらかという、お尋ねの中に順調という言葉があったので、それで答えるとする、どちらかという順調なものであったと思っています。

○記者 ありがとうございます。TBCは以上です。

○司会 御質問のある方。ヤマグチさん。

○記者 プラッツのヤマグチです。

女川に関して、一つ二つお願いします。

今、これから工事計画の補正が出されて、詳細を計画していくわけなのですが、今のところ、委員長が御覧になられて、工事に移っていく段階で大きな課題めいたものは、御覧になる部分はございますでしょうか。

○更田委員長 大きな課題というほどではないですけれども、地下水制御をする部分が規制上のクレジットを取る形になっているのですね、女川というのは。今日の議論では出ませんでしたけれども、サブドレンを使って地下水の水位を下げるという部分が規制上のクレジット対象となっているので、こういった部分の確認がどうなされるかということは多少の関心を持っていますけれども、ただ、特に大きな懸念というものを今の時点で持っているわけではありません。

○記者 それから、これは先ほど女川の審査が終わった後に、東北電力の方がいらしたときに、身近な発表で出た質問でして、女川3号は、以前から言っているように、様子、総合的、いろいろな観点から見て、申請を進める、申請をしていきたいと。明確にいつ、どういう状況下でということはおっしゃってはおりましたが、仮に女川2号の工事認可が下りる前、途中で申請をされた場合に、女川3号に向けるリソースとか、逆に言うと、二つの審査というのは規制庁にとっては重荷になるものでしょうか。

○更田委員長 むしろ律速するのは東北電力の規制対応の部分で、東北電力が東通と、それから、女川を並行してということであれば、私たちもそれに対応するようなリソース配分を考えるわけですがけれども、おそらく東北電力は、なかなか公式には言いにくい部分はあるだろうと思いますけれども、どちらかに軸足を置いてくるので、私たちもそれにそろえてということだろうと思います。ですので、これは、まず、ある意味、東北電力の判断ですね。東通なのか、それとも女川の3号機なのかというところがあると思います。

○記者 ありがとうございます。

すみません。もう一つだけ。

先ほどヨシノさんから出た質問の処理済み水の処理の件で、委員長が、複数国から、レビューに関しては協力をすることもやぶさかでないようなオファーも出ているというようなことをおっしゃったかと思います。それは当然、レビュー、審査するにおいて、何かしらの協力だとか、知見を得られそうだという意味ですか。

○更田委員長 審査そのものではなくて、審査そのものは、あくまでその国の規制当局として、その責任において行いますけれども、審査のプロセスであるとか、それから、審査の結果、うちが確認をした具体的な処分方法の妥当性等について、ですから、最初からいきなり一緒というわけではなくて、私たちが判断をして、その判断に対してどう思うかというようなレビューを受ける形になるだろうと思います。

○記者 それはかなり、やはり他国からの知見なりを得るとするのは、有益なものなのでしょうか。

○更田委員長 技術的にはおそらくそんなに、極めて難しい審査であるとか、そういったものではないので、ただし、やはり主要国なり、ないしは日本よりももっと多くのトリチウムを含む液体放射性廃棄物を放出してきた国にとって、私たちにっては思いもよらぬコメントがあるかもしれないし、それから、先ほど申し上げたように、韓国の規制当局は公式に懸念を表明されていますので、そういったところの意見というか、を聞く機会を設けるといことは必要なのではないかと思います。

○記者 その中には、当然、NRCも含まれていると。

○更田委員長 韓国はちょっと御意見があるので挙げてしまいましたけれども、特定の規制当局からというのはちょっと差し控えておきます。

○司会 御質問のある方はいらっしゃいますか。ヒノさん。

○記者 毎日新聞のヒノです。

先週の会見で最後まで質問し切れなかったものですから、先週、よく分からないとおっしゃったのが、1月8日の記者会見で、後からその資料を見せてもらったけれどもということで、見ていらっしゃるのだとは思うのですが、もし見ていらっしゃらなかったらと思ひまして、1枚余計に持ってきましたので、もしよろしかったら。

○更田委員長 大丈夫です。

○記者 議論用メモのことですね。この議論用メモを見ると、選ばなかった特定文書指導案、指導文書案、この特徴として「現在の状態が基準に適合していないというポジション」と書いてあります。選んだ方が報告徴収命令案。規制委は基準の適合性についての判断はしていないというポジション、これが判断の決め手だったのではないのですか。端的に聞きますが。

○更田委員長 まず、繰り返しますけれども、判断はしていませんし、選択はしていません。

それから、繰り返します。先週、ごめんなさい、3時間参議院で張りついて、そのまま直接ここへ来て、しかも、後ろが迫っていたので、ちょっとはしょってしまったのかもしれないけれども、今、ヒノさんが言われているのは、1と言われているのは、ちょっと記憶に基づいて言いますけれども。

○記者 いや、記憶ではなくて、これをどうぞ見てください。

○更田委員長 特定指導文書により設置変更許可申請を求めるというやつですよ。

○記者 ちゃんとこれ、正確に答えていただきたいので。

○更田委員長 1と言われているのが、特定指導文書に設置変更許可申請を求めるというもので、2というのが報告徴収命令を発出すると。実際、私たちはその後の委員会での2の方を取ったわけですよ。

これを私がなぜ見た記憶がないと言っているかということ、実際、見た記憶がないし、また、1というのは、おそらくこのレベルのものが私のところへ上がってくるということはある得ないのではないかと思うのは、この時点で関西電力は、まだ違反状態にあるということや、あるいは設置変更許可の必要があるということに同意していなかったわけですよ。火山灰の放出量の評価も行われていなかったし、当該サイトにおける層厚の評価も行われていなかったわけです。その時点で特定指導文書というものはあり得ないですよ。

○記者 しかし、12月6日の事前会議に配付されたことは認めていらっしゃるのですけれども、それは今の説明と食い違うのですけれども、上がってくることはあり得ないとおっしゃったのと。

○更田委員長 配付されているかどうかの確認をした覚えはないですけども。

○記者 いや、配付されている。1月8日の会見で、確かに資料はあったのかもしれないけれどもと委員長は発言されていらっしゃいます。

○更田委員長 確かに資料はあったのかもしれないけれども、見た記憶はないと申し上げたのだと思います。

○記者 では、すみません、重ね重ねですけども、基準不適合だと認定されるか、されないかというのは、これはこの判断には関わりなかったということで考えてよろしいですか。

これは特徴のところ、基準不適合をめぐる適合していないポジション、もしくは判断をしていないポジションということで分かれているわけですけども、この基準不適合をめぐる判断の違いというのは、この2を選んだことに関して作用しなかった、影響しなかったということで考えてよろしいでしょうか。

○更田委員長 影響も何もこの時点では。

○記者 いや、影響しなかったかどうかを答えてもらえませんか。

○更田委員長 途中で遮らないでください。

影響するも何も、この時点ではまだ噴出量の評価も、層厚の評価もされていないのだ

から、適合していないも、適合しているも分からない状態ですよ。ですから、そういうポジションの取りようがないわけで、だからこそ、こんな資料は見た記憶がないというのは、左側の1というのはアクションとしてあり得ないアクションです。

○記者 では、基準適合については、判断の基準として、判断の要素としてなかったという事で考えていいのですね、今の御説明を素直に受け止めるのであれば。よろしいですかね、今。

○更田委員長 もう一回。

○記者 基準不適合に関して、この2案を選ぶに当たって、考えとしてこれが影響したか、していないかという質問を私はしているのです。

○更田委員長 影響していません。していないというのは、繰り返しますけれども、不適合かどうか、その時点で私たちは知らないから、影響しようがないです。

○記者 分かりました。

もう一問、今度もまた公文書関係になってしまうのですけれども、前回の記者会見で更田委員長はこうおっしゃっているのです。一般に委員会資料というものは、担当から係長、課長補佐と上がってきて、私たちのところには最終段階のものが出てくる。これは児嶋課長もお見せするようなレベルのものではないということで、一致していると思うのですけれども、更田委員長がおっしゃっている委員会資料というのは、毎週水曜日の委員会に提出される資料を指すということでしょうか。

○更田委員長 毎週水曜日ないしは臨時委員会に提出される資料のことを指しています。

○記者 そもそも論なのですけれども、これは一般論で結構なのですけれども、委員長が最初にこの委員会資料を見るのはいつなのですか。

○更田委員長 ケースによりましてけれども、多くの場合は2日前、前日のこともあるし、早い場合で前の週の金曜日とか、そんな感じですかね。

○記者 これは大体委員長レクと言われる場で見ることが多いのですか。

○更田委員長 見るケースもあるし、全ての資料を見るわけでもないです。例えば、自分の知識に照らして、ないしは自分の経験に照らして、確認しておかなければならないような議題のときには、その資料を基にどういうことが説明されるのかということをおろそかにしなさい。それは、例えば、早い時点でつかめれば、それこそ週末に図書館へ行って、本を借りて勉強することもできるので、こういった説明がなされるのが議題の題名からだけでは推測できないようなものに関して言えば、金曜日ぐらいには話を聞きたいという感じだと思います。

○記者 ということは、説明がワンセットということですよ。事前のレクで委員長は、そうすると、事務方から原案について説明をただ聞くだけということになるのですか。今までの会見の発言を総合すると、そういうことになるのですけれども。

○更田委員長 委員会の提出される資料に関して言えば、こういう説明がされますという説明を受けるということになりますね。

- 記者 発言はしないということは、前提か何かあるのですか。
- 更田委員長 いやいや、だから、前提とはどういうことなのですか。
- 記者 2月12日の記者会見で委員長はこうおっしゃっているのです。委員長や委員が事前に原案に対して指示や指摘することは予定しないのですかと私が聞いたところ、予定しておりませんとはっきりおっしゃられているのですけれども、ということは、指示や指摘をすることはしないということでのいいのですね。
- 更田委員長 資料をこう直せとか、どう直せということは想定していません。
- 記者 でも、これはこうだ、あれはこうだということも事務方にとっては指示や指摘になりませんか。
- 更田委員長 書かれている技術的内容に、例えば、そこで書かれている専門用語に対して、私自身が知識を持っていなければ、それについて尋ねることはありますし、それから、これはどういう考えに基づいて、この資料の書かれている記述になっているのだろうということに関しては、こちらから質問形式で説明者に求めることはあります、もちろん。
- 記者 そうすると、やはり原案に対して発言はするけれども、こうせよ、ああせよと指示はしないというのは非常に境界線が曖昧ですね、はっきり申し上げて。
- 司会 総務課長、ちょっといいですか。
- 児嶋総務課長 御質問の前に1個だけ整理させていただくと、2月9日の記事に載っていて、ヒノさんが原案とおっしゃっているあれは、おそらく委員長レク、委員長にこれが最終段階の案ですよと我々が御説明するよりも前に、担当レベルで作成途中の案だとお答えしているはずですよ。今、委員長がおっしゃっているのは。
- 記者 ちょっと待ってください。それは聞きましたけれども、その裏づけになるものは記憶でしかないという御説明でしたよね。私がお伺いしたかったのは、文書を作成していきます。おそらく電子ファイルで上書きで変更していく、修正していくのだと思うのですが、その段階ごとに保存はしているのですか。
- 児嶋総務課長 作成途中の案に関しては、必ずしも、保存しているかどうかは担当によると思います。
- 記者 先ほど、もっと前の原案の段階だと、委員長にお見せする前の段階だというのは、電子ファイル上、裏づけられないのですか。
- 児嶋総務課長 その電子ファイル自体を発見できていないので、我々は現時点では分かりません。
- 先ほどから委員長がおっしゃっているのは、最終段階で委員長に御説明する資料のことですので、そこは分けて御質問いただければ幸いです。
- 記者 今の発言と私の質問とはかなりずれがあると思うのですけれども、原案に対して発言はするけれども、指示・指摘はしないというのは、これは境界線が曖昧ではありませんか。だって、委員会資料を事前に説明を受けるわけですよ。それに対して発言も

なされるわけですよ。これはああだ、これはああだと。これはああだというのと、これはこうせよというものの境界線はどこにあるのですか。

○更田委員長 ここはこう直せというような指示を与えることはないです。それから、いくつかの選択肢があったときの選択をするということもあり得ない。委員会というのは、委員長も含めて5分の1の権限しか持っていないので、そこで選択、2が落ち着くということはありませんよ。

ただ「熱伝達率」と書かれているものを「熱伝達係数」の方がなじむとか、その手のことはもちろん言うし、例えば、この熱損失はどうやって見積もっているのだとか、そういった議論は、むしろそういったことにほとんどの時間を費やしています。

○記者 決裁供覧資料もいくつか開示いただいたのですけれども、これを見ると、委員長は代決になっていて、見ないことになっているのですよね、事前に。これを見るというのは、何か決裁供覧でちゃんと事前に委員長に対して見せるというものを、見せたというのをちゃんと証明されるものというのは、何か文書上残っているのですか。これは児嶋さんの方がいいのかな。

○児嶋総務課長 まず第一に、決裁供覧資料で代決というのが何のことか分かりません。今、初めて聞きましたので、御説明いただければ。

○記者 そうですか。では、後ほど詳しくは規制庁の広報室を通じてお伺いします。

では、質問のやり直しかもしれませんが、事前に委員長に対して委員会資料を見せるということ、見せましたということは、何か事前に、何日にこういう形で見せましたというのは、何か記録として残っているものはあるのですか。

○児嶋総務課長 委員会資料に関して、このときに委員に見せましたというのは、特に記録は残していません。

○記者 李下に冠を正さずと今さらことわざを言うつもりもないですけども、公明正大であることを示すために、やはりこれは議事録と配付資料は残すべきではないのですか。

○更田委員長 透明性は、言うまでもなく、私たちができるだけ高めようとしているところであって、そして、意思決定のプロセスというのは、公開の場で行うということ、意思決定そのものは公開の場で行うということに努めてきているところです。

透明性を高めようとするときに私たちが最も注力しているのは、まず一つは、申請者や事業者との関係において、申請者、事業者とのやり取りが密室で行われたいということにまず注力してきた。これは過去の規制当局における反省にも基づいたものです。それから、意思決定そのものは水曜日の委員会で行っている。

では、それ以外の個々の委員が、これはもう既に申し上げたことですが、個々の委員一人一人がどうやって自分の意見を形成するかというプロセスに関して言えば、これは、この部分を透明にしようとする努力と、それから、それによって得られる情報公開というか、得られる透明性の価値というのがつり合わないと思っています。

ほとんど、私を含めて5人の委員というのは、連日、無数にこういった議論はスタッフ

としています。これを透明にするために議事録を作るとか、録音する、録画するというその投資と、それは私たちが本来やらなければならない使命をそぐことになるので、ここは一概に全ての部分を一から、既に申し上げましたけれども、私たちが自分の意見を形成するプロセスを透明にする努力というのは、私は程度の問題だと思っています。

○記者 分かりました。

○司会 それでは、フジオカさん。

○記者 NHKのフジオカです。

先週に引き続いてなのですけれども、間もなく福島第一原発事故から9年になることに関して伺います。あの事故以前の状況を見ますと、規制側は地震への対応というのに注力していたように見えるのですが、不確実な津波などへのリスクの対応というのは後手に回っていたようにもうかがえます。原発事故の後で規制委員会に組織が変わって、リスクにつながり得る新たな知見というのを拾い上げる取組というのは、どのように改善されたとお考えでしょうか。

○更田委員長 今、ごめんなさい、質問、おっしゃった津波が見落とされていたという、それは、例えば、原子力安全・保安院でのことを指しておられるのですか。

○記者 そうです。旧組織の方です。

○更田委員長 確かにあのときの議論を振り返ると、耐震バックチェックには相当な努力が注がれていたのだけれども、どうして耐震バックチェックにあそこまで注力していたのに、津波が見落とされたというか、ほとんど津波の議論がなかったのかということに関しては、これは大きな反省とともに、やはり全てのハザードに対して目を配るという前例であるとか、プロセスであるとかというものがなかったのだらうと思いますし、それから、当時、バックチェックと呼んでいたことが象徴的でありますけれども、1回許可を与えた施設に対して、要求レベルを引き上げて、それを強制力をもって要求するというバックフィットの制度または権限が規制当局になかったということは、大きな理由の一つであろうと思いますし、それから、もう一つは、やはり基準を作るところと基準を適用するところが分かれていたこと、これはなかなか難しい議論ですけれども、基準作り、指針作りは原子力安全委員会、そして、規制行政庁は原子力安全・保安院というのは、これは世界的に見ても極めて例の少ない、ちょっとほかに類を見ないような制度であって、ダブルチェックという言い方をしてはいましたけれども、既に当時、保安院が受けたIRRSの中で、基準を作るところとそれを適用するところが異なっているのはおかしいという指摘をIAEAから受けていて、そういった規制を行う仕組み、組織の構造というのが大きく作用していたであらうと思います。

そして、その反省を受けて原子力規制委員会が発足したわけですがけれども、やはり新しい知見、例えば、これはインドネシアで地震を伴わない、海底の地滑りに伴う津波、これは、要するに、前兆をもたらさない津波に対する対策であるとか、そういった異な

る自然条件であっても起きたことが、果たして日本でも起き得るであろうとか、そういった知見の収集に努めていく、そして技術情報検討会のようなところで規制に参酌すべきものかどうかという議論を、現在は技術情報検討会は公開で行っていますけれども、これは庁内の会議ではあるけれども、その内容に鑑みて公開で行うようにしているものですが、様々な新たに得られる情報が規制に適用すべきものかどうかという判断をひとつひとつやっていくと。ここが非常に大きな違いだし、このプロセスというのは非常に大事だと思っています。

○記者 今、言及されたとおり、新知見については、公開、オープンの場合での議論をされてきていると思うのですが、旧組織のときには議論は内々でといいますか、クローズな環境で、なかなかメディアも把握できないような状況で進められていたということもありました。当時の議論の在り方というのはどのようにお考えでしょうか。

○更田委員長 規制に参酌すべき新しい情報が生まれているかどうかという判断を一体どこがしていたのかというところが、かつては曖昧だった部分があるだろうと思っています。というのは、例えば、今日の設置変更許可にしたって、主体は、主語は原子力規制委員会です。原子力規制委員会がスタッフとともに審査をやって、原子力規制委員会が判断を下している。当時も原子力安全・保安院が許可をして、諮問を受けて安全委員会がそれをチェックするという形ではあったけれども、では、原子力安全委員会の実態といえば、原子炉安全専門審査会というところへ諮問を出して、そこに部会が作られて、私も長期間、そのメンバーでしたから、よくその構造は分かっていますけれども、やはり諮問された内容に答えるという形ではあるし、また、構成メンバーの多くはというか、ほとんどは大学の教官か研究機関の職員です。極めて切り取られたところに対して意見を言っているということで、一体誰が責任者なのだという構図が見えづらいものになっていた。さらに言えば、これは新たに規制に取り入れられるべきだというアイデアを誰かが持ったとしても、なかなか声を上げる、ないしは声をすくい上げる仕組みはなかったのだらうと思います。

ですから、そういったときに、これは新たに規制が取り組まなければと言われたのは、おそらく原子力安全委員会のメンバーぐらいだったのだらうと思います。ちょっと余計なことかもしれないけれども、最後の委員長、斑目委員長が委員長に着任された後、当面の施策の基本方針を掲げて、そこで議論をされたのは、我が国におけるシビアアクシデント対策が果たして十分なのかを改めて問いかける、ただ、その活動を始めた途端に事故に至ってしまった経緯はありますけれども、原子力安全委員長であればそういったことができたかもしれないけれども、広く、これは規制に取り入れるべき情報であるというものをすくい上げるような仕組みや、また声を上げられるような環境になかったというのが大きな違いだと思います。

○記者 もう一点、今、まさに声を上げるという言葉もありましたけれども、知見というのが数限りなくある中で、震災以前の津波のような不確実なリスクをどう取り上げてい

くかということを考えてときに、委員長は誰もが声を上げるような環境、職場にしなければとおっしゃっておりましたが、規制委員会としてどのように新たな知見を取り入れる難しさというのを捉えていらっしゃいますか。

○更田委員長 それは本当に難しいのですよ。今おっしゃっているのは、昨年3月11日に3.11の訓示として申し上げたときに、組織がだんだん時間がたってくると、それから、仲間を信頼していれば、その裏返しですけれども、自分が声を上げなくても誰かがちゃんとやってくれていると思いがちだし、そういった構図を生まないように繰り返し声を上げる責任があるのだと。声を上げてもいいではなくて、声を上げる義務があるのだというのは、職員に対して言っていることですが、規制委員会を発足したときに審査会合を全て公開でやる、なるべくヒアリングではなくて審査会合で指摘しろと言うと、おかしいことを言っていないか、間違っていることを言っていないか、自分とはんちゃんかなことを言っていないかというプレッシャーがかかって、最初、なかなか職員の発言が活発でない時期があったのですけれども、聞かないで、問いかけないで後で後悔するよりは、とんちゃんかなことだって何だっていいから、その場で聞けというのは、励ましているところでもあるし、だんだん職員もそれは慣れてきたのだらうと思います。ただ、まだまだ、みんなが声を上げるというふうに持っていくというのは、これからも努力は続けていかなければいけないのだらうと思います。

○記者 最後にしますが、やや重複するところもあるのですが、今後、新たな知見を取り入れ続けるというか、絶えず規制に反映すべきか検討する環境を維持し続けるには、どういった環境であるべきとお考えでしょうか。

○更田委員長 1つには、姿勢だけではなくて、専門性の高さというのはとても重要で、その分野に明るいからこそ気づけること、気づけないことがあるので、これもまだまだではあるけれども、規制委員会、規制庁そのものの専門的な深さだけではなくて、幅の広さを拡充していく必要があるのだらうと思います。今、規制庁の職員は、官僚といえども一定程度の専門意識を持ち始めているし、そして専門的な勉強も随分しているので、これは大事な情報だと気づくのも一つの能力なので、やはり気づける能力、そして声を上げる姿勢と、こういうことになるのだらうと思います。

○司会 カトウさん。

○記者 フジテレビのカトウです。

女川原発のことに戻らせていただきたいのですけれども、女川原発は、先ほど順調という話が委員長からありましたけれども、一方で6年以上経過しての正式合格で、その要因として何か挙げられるとしたら、例えば、BWRだったり、被災原発でひびがあったり、いろいろなことは途中あったと思うのですけれども、こちらとしては長くかかったような印象があるので、何か要因があれば教えていただけますでしょうか。

○更田委員長 1つ、ぱっと浮かんで、これは東北電力に迷惑がかかるかもしれないので、

ちょっとためらうところはあるのですけれども、東北電力が他電力を押し退けてでも自分たちが先に許可をもらいたいという会社だったら、もっと早かった可能性はあると思います。ただ、東北電力はそういう会社ではなかったもので、そこは随分期間に効いたと思っています。

○記者 あともう一つ、別な話で、福島第一原発なのですけれども、今日の定例会合で、ロードマップのときに、凍土壁をやめるという議論もそのうちという話、ちょっと唐突感も僕的にはあったのですけれども、そういうタイミングがいつ、また、どういう状況であればそういうタイミングが起きるのか、それとも、そういう議論をそろそろ始めなければいけないという認識でああいう発言があったのか、どういう意図でお話ししたのか教えていただけますでしょうか。

○更田委員長 確かにそれは唐突だったと思います。ただ、いずれはやめる時期がやってきて、では、どうなったらやめられるか。地下水が流入してくるものに対して、水位制御ですね、建屋の周辺の水位と建屋内の水位との間の制御をしているわけではあるけれども、建屋内にたまっている水の中に含まれている放射性物質の量は随分少なくなってきたので、かつてに比べると、中にあるものが外へ漏れ出したとしても、その被害といいますか、影響は小さくなってきている。さらに言えば、ごくごく部分的ではあるけれども、ドライアップができるところがある。これはまだまだ時間的には先かもしれないけれども、例えば、ドライアップが進んでいったときにどうするのか。

1つのやり方としては、汚染の状況を一定程度抑えることができるのだったら、かつて海水排水トレンチに対してやったように、コンクリで固めてしまうというやり方もある。床面を上げるという形ですね。床面を周囲の水位よりも上げてやれば、水位制御の必要性がだんだん薄れてくるので、私がずっと考えているのは、果たしてドライアップという、本当に床面がからからになるまでやって次の段階へ行くのか、ある程度滞留水の濃度が下がってきたら、海水配管トレンチでやったように、それを固めてしまうというやり方もあるだろうと思っています。ですから、まだ時間的余裕があると言えばそれまでですけれども、しかし、凍土壁は未来永劫やり続けるという方策ではないので、建屋滞留水の濃度が下がってきて、さらに部分的にもドライアップができるような状況になってきたのだとすると、その次のステップをどうやるのかという議論は徐々に始めておいていいのではないかと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかほございますか。コツボさん。

○記者 朝日新聞のコツボと申します。

1Fの関連でもう一点、今日、4号機をどうするのかという議論をした方がいいという御発言があったやに記憶しております。作業を進める上では、やはりなくした方がより効率的、望ましいというのが、規制当局としてはそういう考えなのでしょうか。

- 更田委員長 これは優先順位の議論で、なかなか難しいところだろうとは思いますが、今はまだ事故原因について、3号機から4号機への逆流等も調べているので、4号機を今すぐ片づけられては困るのですけれども、そうは言っても、当時、炉心に燃料がなかった炉ですから、水素爆発の影響が残ってはいるけれども、今後ますます、次の作業に移っていくにつれて、スペースの問題というのは起きてくるので、4号機をどのタイミングで片づけるのかというのは、いずれ検討しなければならない視野に入ってくるだろうとは思いますが。
- 記者 分かりました。最後の廃炉の、どういう姿を描くのかということとも関わると思うのですが、委員長御指摘のとおり、燃料はなくて、デブリももちろんないというところで、1Fの事故を後世に伝えるという立場から、例えば、建屋を残すなどというのも考えとしてあってもいいような気もするのですが、なくした方がいいよ、その方が効率よく進むよというメッセージを委員長から伝えていくことにもなるかなという気もしたので、そのあたりの真意、あるいはその辺のお考えについてどう受け止められるか、聞かせていただけないでしょうか。
- 更田委員長 それは考えもしなかったけれども、モニュメントという意味でもし仮に残せるものがあるとしたら4号機しか残せないだろうと思います。それは規制当局が選択するものではなくて、事故にさいなまれた方々の声ですね。残すべきということがあれば、それは規制当局だけではなくて、原子力を利用する産業界全てを含めて、形が残るというのはとても意義のあることだと思います。ですから、これは規制当局としての発言ではないですけれども、個人的には、確かにおっしゃるように、私は廃炉産業の効率しか考えなかったのでああいう発言をしたのですけれども、ちょっとした苦勞で済むのだったら、あの形を残せたら、それはそれですばらしいことだと私も思います。
- 記者 ありがとうございます。おそらく私も、もし何か残すのだとすれば、あの4つの中では4号機しかあり得ないと思っていたのと、かなり早いタイミングで取り出し用のカバーを作ったりする意味でも、廃炉作業という意味でも、なかなか後世に残すべき価値のあるものではないかなという問題意識を持ちながら取材しているので、そのあたりをお聞きしたく尋ねました。
- 更田委員長 ありがとうございます。フォールアウトがあるので、多少の汚染があるのは事実ではあるけれども、お決めになるのは、事故によって被害を受けられた方々が決めるべきだろうと思います。ただ、原子炉建屋の2階、3階、それこそ水素爆発の傷跡が鮮明に残っていますので、モニュメントとしての価値は物すごくあるだろうなと想像できます。ありがとうございます。

○司会 それでは、アラキさん。

○記者 毎日新聞のアラキです。

前のお2人の質問で、凍土壁と4号機、それぞれについてなのですけれども、委員長と

しては効率化というところでお考えだったということなのですから、効率化というのは結局は、全体的なリスクの低減というところにもかかってきているという理解でよろしいですか。

○更田委員長 まず、今、手をつけられること、現実的に攻め口として進むことができることで、かつなかなか難しいのは、2号機、1号機の使用済燃料プールからの燃料の取り出しなので、これに有利になることであれば片づけは進んでほしいと思うのです。何が阻害しているかって、1、2号機のスタックの根本の線量が物すごく高いとか、どうしてもそういったことが作業に影響するので、全般に片づけは進んでほしいと思いますし、それから、タービン建屋等に転がっている、このくらいの石が、がれきがいっぱい転がっていますけれども、なかなか線量高いのです。5ミリシーベルトなり、それ以上で、思ったよりそういったところの線量が高い。ですから、そういったものが作業を阻害している部分はたくさんありますし、さらに言えば、東京電力福島第一原子力発電所では、このところ2件続いて、マスクを外した後、多分、外すときの操作ではないかと想像はしていますけれども、鼻スミアって鼻に綿棒入れて汚染検査をした場合、それから、口の周りで汚染が出たということもあって、できるだけ作業環境はよくしていきたいので、そういった意味で、片づけ全般に関心を持っているのは事実です。ただ、優先順位については、どこの片づけがということについては、これは東京電力を交えて監視・評価検討会等で議論してもらわないと、なかなか優先順位のつけ方というのは難しいところだと思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。凍土壁については、いつやめるかというところについてなのですから、基本的に止めた方がリスクが低いとか、そういうつもりではないということですね。

○更田委員長 そういうことではないです。ただ、あれは動的な施設ですので、やはりどこかで止めるタイミングは来ますので、それに備えておかなければならない。止めるための要件としては、建屋をドライアップして、地下水が流入してくるところを塞ぐか、ないしは水があるままでもコンクリートを流し込んで床の面を高くしてしまうかというやり方を考えておかなければならないので、どういう条件が整ったら凍土壁を止めることができるかというのは、そろそろ議論はしておいてもいいのかなと思って発言しました。

○記者 この発言については、東電ないしそれぞれ検討しているところについてのメッセージという受け止めでもいいですかね。

○更田委員長 監視・評価検討会で問いかけをしてみるのも一つだと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、タケウチさん。

○記者 共同通信のタケウチです。

女川の件で1点だけお伺いします。先ほど委員長、規制委に関しては基準の適合性を見ていて、動かす、動かさないは、東北電力であったり、資源エネルギー庁の判断することであるということでありましたが、これから地元でいろいろな説明がされていくと思うのですが、地元の方は基準適合性を判断した、合格をさせた規制委からもお話を聞きたいという声がおそらく出ると思いますが、実際、東北の被災もした原発で、住民も被災した方々に対して説明するに当たって、委員長が直接行かれるわけではないのかもしれないですが、規制委として気をつけて、念頭に置いて説明しなければいけない点だとか、思うところがあればお伺いしたいのですが。

- 更田委員長 これまでも設置変更許可の判断をした施設に対しては、地元での説明は、主に自治体からの要請を受けてですけれども、規制庁職員が行って、基準の求めている要求レベルと、それをどのように合致しているかどうかを確認したかということについての説明をしてきています。おそらく女川2号機についてもそういった機会を持つことになるのだと思いますけれども、やはり関心が高いであろうことは、何よりも被災したプラントであること、そして、私たちはともすれば初期剛性の低下が見られても、褶曲体力に影響が出なかったで、ああ、そうなんだで納得してしまうけれども、おそらくそれで納得する人はそういるものではないだろうから、これをどう伝えるのか。応力ひずみ曲線一つにしたって、いきなりそれを出せば、逆に言うと、我々の会話というか、やり取りは済んでしまうのだけれども、そういった世界の人間がどう説明するかというのは、準備、検討の余地が随分あるだろうなとは思いますが。
- 記者 あと、これは聞き手の話になるかもしれないのですが、規制委員会という一つの規制当局の権威が科学的に検証して認めたのであれば、それは安全だという受け止められ方をどうしてもしてしまうと思うのですが、そういう点で、これからいろいろな説明をされるに当たって、住民の方には、基準適合というのはどういうものかというのを、まず気をつけてもらいたいような点とかはありますでしょうか。
- 更田委員長 これは前委員長が口にされた言葉の中で今でもよく取り上げられる言葉だけれども、安全とは申し上げない、田中さんがそう言われた。私、当時、まだ委員長代理でもないな、多分、島崎先生が委員長代理であろうから、私はまだプラント担当の審査会合に出ている委員の一人だったと思うのですが、その発言を聞いて、正直、ちょっと驚いたのは事実なのです。安全とは申し上げないって、要するに、田中前委員長も説明されていますけれども、リスクがゼロだというわけでは決してないということをもっと端的に言われたのだらうと思います。ですから、今、御質問があるように、私たちは絶対安全を約束するものでもないし、それから、リスクがゼロだと言うつもりもないということは明確に申し上げておくべきだし、それははっきりと説明するべきだと思います。
- 記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 それでは、右の列の後ろの方。

○記者 NHKのフジカワと申します。

先ほど新知見の話が出たのですが、追加でちょっと教えてください。委員長は先ほど職員からの声を上げ、あるいは規制委員会の中での情報を集めるという視点でおっしゃられましたけれども、外部から広く集める仕組みとか、そういうものは何かされていたりするのでしょうか。

○更田委員長 インターネットを御利用になれる方に対しては、ホームページ上にいつでも御意見を寄せていただける窓口というのかな、アドレスが表示してあって、ですから、インターネットを利用される方については、またファックスも私たちに対しては届くことになるだろうと思います。実際問題としては、そういった個々の方からいただく意見だけではなくて、極端な少数意見に反応しようとしているわけでは決してありませんので、一般論から言うと、専門家の間での多数意見であるとか、学会の通説となっているものに対してきちんと目を配っていこうと思いますので、学会活動に関しては十分注視しているところではありますし、それから、何よりも各事業者、各事業者で、福島第一原子力発電所事故以前に比べると、そういった情報に極めて敏感になっていますので、各社は各社で新知見を見つける努力をしていますので、これは事業者との間のコミュニケーションの際にも話題になってくるところはあるだろうと思います。

あとは、海外知見ですね。やはり日本だけというよりは、東京電力福島第一原子力発電所事故にしても、インドでの津波ですとか、そういったものにもっと気を遣っていればというところではありましたので、海外の情報に関しては、私たち規制庁の職員の中で、海外情報の収集に努めている職員もいますし、またIAEAやOECD等の会議への委員ないし規制庁職員の出席、直に聞いてくるということにも努めているつもりです。

○記者 学会とか支援機関等にそういったものを収集することを委託することは特に考えていらっしゃるのですか。

○更田委員長 日本原子力研究開発機構の安全研究センターの中に、そういった情報を収集して規制に参酌するような情報に目に光らせるというポストはあるのだけれども、組織的に非常に強力なものになっているというわけではないので、委託で情報調査を依頼するようなこともありますけれども、私は委託で調査を依頼するというのは多少懐疑的で、報告書が上がってきて、報告書が積まれるということになりがちなので、やはり審査や検査に責任を負っている職員が自分の耳で聞き、自分の目でプレゼンを見て、あっ、これはと思うことがとても大事なので、できるだけ審査や検査そのものについての仕事に対して、時間に対しても一定程度の余裕を持たせて、外聞を広めるという機会を持てるようになれば、さらにいいだろうとは思いますが。

○記者 ありがとうございます。もう一点だけ聞かせてください。先ほど安全とは言わないという前委員長の言葉を引用されていましたが、残されているリスクというのは、一般の人はどれくらいのレベルのものと理解、あるいは受け止めれば、また、その

リスクは受け入れる、受け入れられないという判断をするための目安として、どれぐらいのリスクが残余のリスクとしてあるのかというのをどう理解すればいいでしょうか。

○更田委員長 大変難しく、かつ古くからの議論でもあるのですけれども、米国がやはり同じ悩みを抱えて、スリーマイルアイランドの事故が起きた後、How safe is safe enoughという問いかけ、どれだけ安全なら十分に安全と言えるのかと。では、安全をどう測ろうかといったときに、定性的な議論だけでは測りようがないので、何とか安全を定量化しよう。そこでロケットの打ち上げ等に使われていた技術を応用して、確率論的なリスク評価、WASH-1400という、ラスムッセン報告という非常に有名なレポートがあります。確率論的リスク評価でリスクを定量化しよう。ただし、比較対象が費用便益であった場合は、その便益との間の比較をする。それから、残されているリスクがこれだけですというのを示すするためには、リスクをある形で示さなければならないですが、今のところ、技術としての大枠はあるけれども、ある程度の確からしさを持っていて利用できている数字という、炉心損傷確率、CDFと呼んでいるものを利用して、それはどの機器が故障したら、どれだけCDFが大きくなるとか、どの機器が絶対に壊れないと仮定したらCDFがどれだけ小さくなるとか、そういった形で機器の重要度を決めたりする上での利用は進んでいますけれども、炉心損傷確率でもって、これだけリスクが残っていますという言い方はできないので、その後段に格納容器の損傷確率、それから、大規模放出が起きる確率、さらにはソースターム、どれだけの量がどういった形で、どれだけの確率で放出されるかと。そしてそれをある地域に当てはめて、今度は人の被ばく量に直してやって、例があるので言うと、被ばく量を今度はある確率で発がんリスクに置き換えてやって、最終的には、事例で言うと、発がんリスクを今度は致死率に換算して、そして人の命を何ドルというふうにお金に換算して、原子力の事業が行って得られる便益と比較する。それがあある意味、安全目標の考え方の中で、極端に突き詰めた究極の利用の仕方はそういう形になります。

しかしながら、確率論的リスク評価の現状というのは、例えば、地震の発生確率であるとか、津波の発生確率、火山の発生確率、さらに言えばテロ行為というのはなかなか発生確率になじみにくい。そうすると、今、安全目標に照らして、残余のリスクはこれこれですと示そうとすると、注釈が山のようについてくるのです。テロはないものとみなしていますとか、火災のリスクは含まれていませんとか、そういった注釈つきで大量の放射性物質が発生される確率みたいなものをお示しして、これが果たして皆さんの判断に役に立つだろうか。私はかなり懐疑的で、もちろん確率論的リスク評価というのは、規制や原子力発電所の保全に使う上で大変有益なツールではあるけれども、一般の方々に残余のリスク、残っているリスクがこのくらいということをお示しする上では、まだまだ、むしろ大混乱というか、終わりようのない議論を招いてしまうような気がしていて、なかなかそういうやり方は難しいだろうと思います。

可能なのは、新規制基準2を適合前と後の間でどういった違いが、炉心損傷確率に関し

てはどういった違いがとか、あるいは一律に全ての炉が同様に安全という時代は終わっていますので、そういった意味で、比較というのは、一定程度はできるかもしれないですけれども、その数字には大きな幅があるのだということ、不確かさがあるのだということ、それを上手に伝えながらそういう議論をしていくことになるのだらうと思います。いただいた御質問は典型的な究極の質問のうちの一つだと思っています。

○記者 今の話で、原子力をやることの便益と比較してということで、結局、科学的に安全か、安全でないかで判断しますという言葉とぶつかるような気もするのですが、そこはどうなのでしょう。

○更田委員長 何かに比べてという言い方になると思います、最終的には。例えば、航空機に1回乗ることと比較してどうであるとか、あるいは喫煙者であることと原子力施設いくつのところにと、どうしてもそういう比較を借りないとなかなか申し上げにくいだらうとは思っています。

○司会 それでは、セガワさん、最後、どうぞ。

○記者 河北新報のセガワと申します。

女川2号機の件で何度も恐縮なのですけれども、パブリックコメントの件でちょっと伺いたいのですけれども、今回、1,000件弱寄せられて、被災原発ということで、地震・津波関連の質問が多かったと山中先生もおっしゃっていましたが、委員長御自身の御見解と、あと、パブリックコメントの中でもし印象に残ったものがあれば教えてくださいと思うのです。

○更田委員長 ある意味、予想どおりではあるのですけれども、やはり被災して、コンクリート構造物が細かいひび割れを持っていることに関しては、非常に高い関心が寄せられましたし、これを伝えることに関して、限られた紙面ではあるけれども、例えば、初期剛性の変化がこういう振動数に与えるようなところに関して、きちんと答えられるようにしたつもりではあります。

いただいた意見では、私の印象に残ったのは、コンクリート構造物の細かいひび割れに関わるような質問をたくさん寄せられていることに関して、比較的強い印象を持ちました。

○記者 もう一点、パブリックコメントの一般的な話なのですけれども、市民から広く意見を聞く場として重要だと個人的には思うのですけれども、今回の件では、審査書という形では語句の微修正にとどまったという形になったかと思っています。審査書案でのパブリックコメントの必要性について、改めて御見解と、もし改善点や課題などがあれば、これからどう運用していくかみたいところがあればお聞かせください。

○更田委員長 審査書に反映をとというケースって、そんなに多いわけではないのですけれども、それでもやはり必要なプロセスだらうと思うのは、今日の委員会で言えば、ちょっと別の議題なのですけれども、運搬告示に対していただいたコメント、キャスクに

関するものですが、今日、委員会の中でも発言しましたけれども、なるほど、これはもっともだねという質問をいただくケースがあって、今回のケースで言えば、それを今回の改正に即適用したわけではありませんけれども、今後の検討を考える上で有益なサジェスションやアイデアをいただくということはありますので、そういった意味ではパブリックコメントは有益な制度だとは思いますが。

一方で、第3直流電源の設置等々に関して言うと、これはもう事例が積み重なってきていて、パブリックコメントを行うために費やす努力と、得られているものとの、これも比較考量になるのですが、そういった意味では、定型化してしまっていて、貴重な御意見をいただく可能性が非常に小さいものに関して言えば、これまでもそうですけれども、パブリックコメントを行えないというケースもあると思います。ですから、これはケース・バイ・ケースだろうと思います。

○記者 審査書案については、パブリックコメントはやめるつもりはないということでしょうか。

○更田委員長 設置変更許可に関してはやめない方がいいと私は思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—